

発議第 4 号

「市長の専決処分事項の指定について」の一部改正について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき議会において指定した「市長の専決処分事項の指定について」（平成 25 年 8 月 13 日議決）の一部を次のように改正する。

平成 27 年 3 月 23 日 提出

松阪市議会議員	堀 端	脩
	野 呂	一 男
	中 村	良 子
	山 本	芳 敬
	大 平	勇
	中 島	清 晴
	西 村	友 志
	田 中	力

記

本則に次の 1 項を加える。

- 5 金銭の給付を目的とする市の権利に係る訴えの提起、和解及び調停（裁判所法（昭和 22 年法律第 59 号）第 33 条第 1 項第 1 号の規定により簡易裁判所が裁判権を有することとされる価額以下のものに限る。）に関すること。